（仮称）汚泥再生処理センター整備事業審査会の概要

１　設置年月日
　令和８年２月３日

２　根拠法令
　熊谷市ＰＦＩ事業等審査会条例

３　設置目的及び所掌事務
　（仮称）汚泥再生処理センターの整備に当たり、事業者の選定について公正性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため設置する。

４　委員数
　６名

５　委員の任期
　市長が委嘱し、また任命した日から事業者の選定に係る審査が終了する日まで

６　会議の公開の区分
　非公開
　理由：熊谷市ＰＦＩ事業等審査会条例第５条第４項

７　事務局
　環境部環境推進課